

平成 2 6 年度 活動状況報告書

平成 2 7 年 6 月

大津の子どもをいじめから守る委員会

は じ め に

大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます）は、平成２５年４月に設置され、２年が経過しました。守る委員会は、大津市子どものいじめの防止に関する条例第１４条を根拠に設置されたものです。この条例は、平成２３年１０月に発生した、いじめを受けた中学生の自殺という痛ましい事件を受けて、二度とこのような不幸な事件を起こさせないということから、市議会議員の発案で制定された条例であります。

本書は、そのような経緯から設けられた守る委員会及び直接いじめの事案に対して相談等を行ったいじめ対策推進室の２年目である、平成２６年４月から平成２７年３月までの取り組みをまとめたものです。

さて、２年目の大きなことは２点です。まず、第１点目は、守る委員会の設置及び活動を定めた条例の見直しについてですが、守る委員会は、市長からの条例の運用実績の検証等について依頼があり、半年以上をかけて議論をし、検討しました。

次に、第２点目として、直接いじめ相談のあった案件以外に、いじめ防止対策推進法第２８条に基づき決定された、重大事態について審議したことです。守る委員会は、市長から、これらの案件について、並行調査をするかどうかの判断を求められました。すでに、事実関係がほぼ把握されている案件については、並行調査をする必要がないという結論を市長に報告しました。それら以外の案件については、守る委員会での審議の結果、並行調査をすることを決定し、現在も調査をしております。

２年目ということで、守る委員会及びいじめ対策推進室ともども、その活動が軌道に乗ってきた感がありますが、まだまだ不十分であります。守る委員会及びいじめ対策推進室は、今後も、大津市の学校からいじめがなくなるよう活動するとともに、いじめを受けた子どもたちを救済するために努力していきたいと思います。

平成２７年６月

大津の子どもをいじめから守る委員会
委 員 長 池 谷 博 行

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	4

II 相談対応等の実績

1 相談の件数等	8
2 相談の内容	14
3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動	16

III 会議の開催状況その他の活動実績

1 大津の子どもをいじめから守る委員会の会議の開催状況	18
2 委員による学校等の訪問活動	19
3 関係者と委員との意見交換等	19
4 その他	20

参考 資料編

1 条例及び規則	21
2 委員名簿	29

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起きました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役 割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

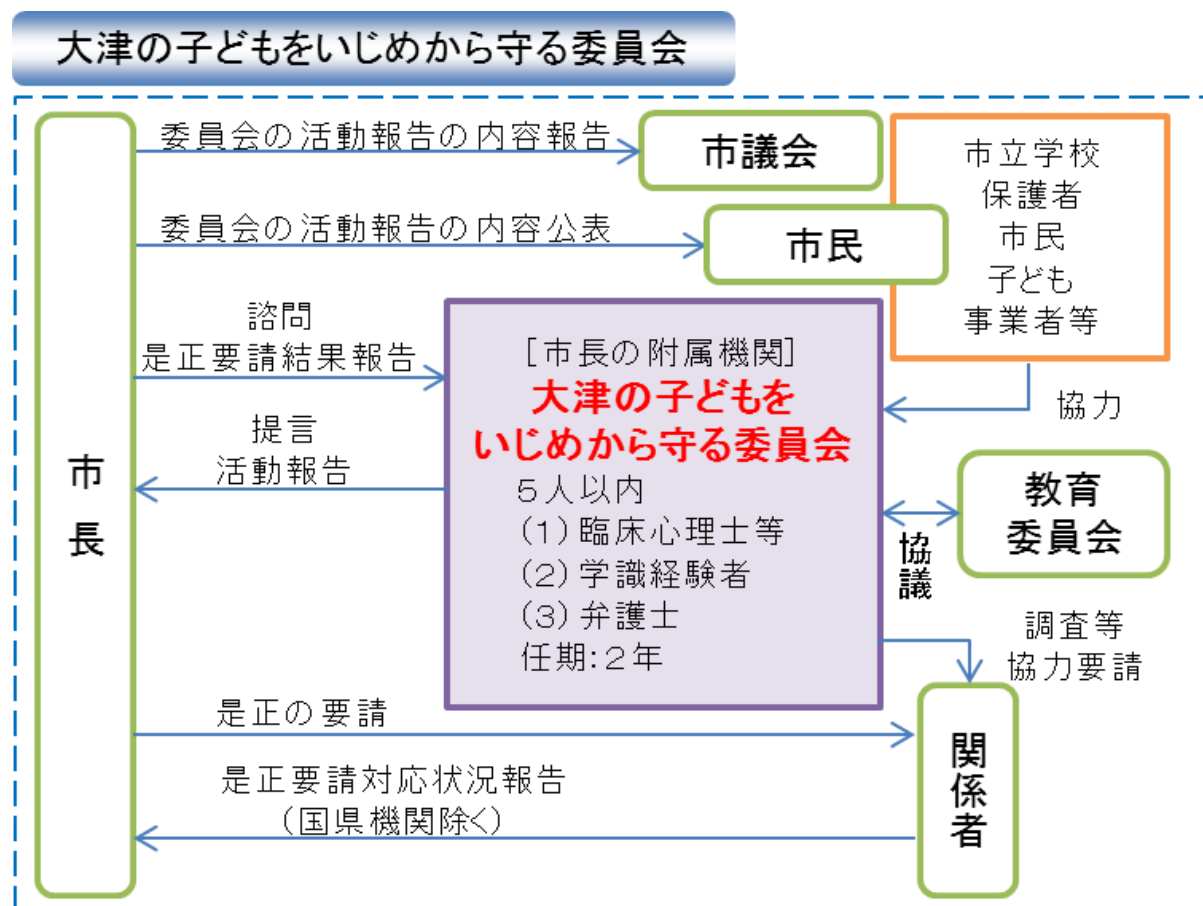
守る委員会には、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る調査などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行う権限が付与されました。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口に寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る委員会が調査などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて多角的に検証することができるよう構成されています。

平成２６年度の委員の構成は、次のとおりです。（委員の要件を①～③で表示）

氏 名	所属団体・役職等	備 考
③荒川 葉子	滋賀弁護士会	
③池谷 博行	大阪弁護士会	委員長
②桜井 智恵子	大阪大谷大学教授	副委員長
①西林 幸三郎	大阪芸術大学教授（臨床心理士）	
①羽下 大信	臨床心理士	

※所属団体・役職等は、平成２６年度時点のものです。

委員の任期は、平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までの２年間となります。５人の委員のうち、４人の委員は平成２５年４月１日から２年間、羽下委員は前委員の残任期間の平成２６年４月１日から１年間、委員を務めています。

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、平成２６年度は、弁護士である池谷委員が委員長を、学識経験者である桜井委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員５人の過半数である３人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応及びその調査等に関する事務を処理する相談調査専門員等については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ（いじめの疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応、また、相談等のあったいじめ事案に関する調査などの事務を担当する職員として、弁護士や臨床発達心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

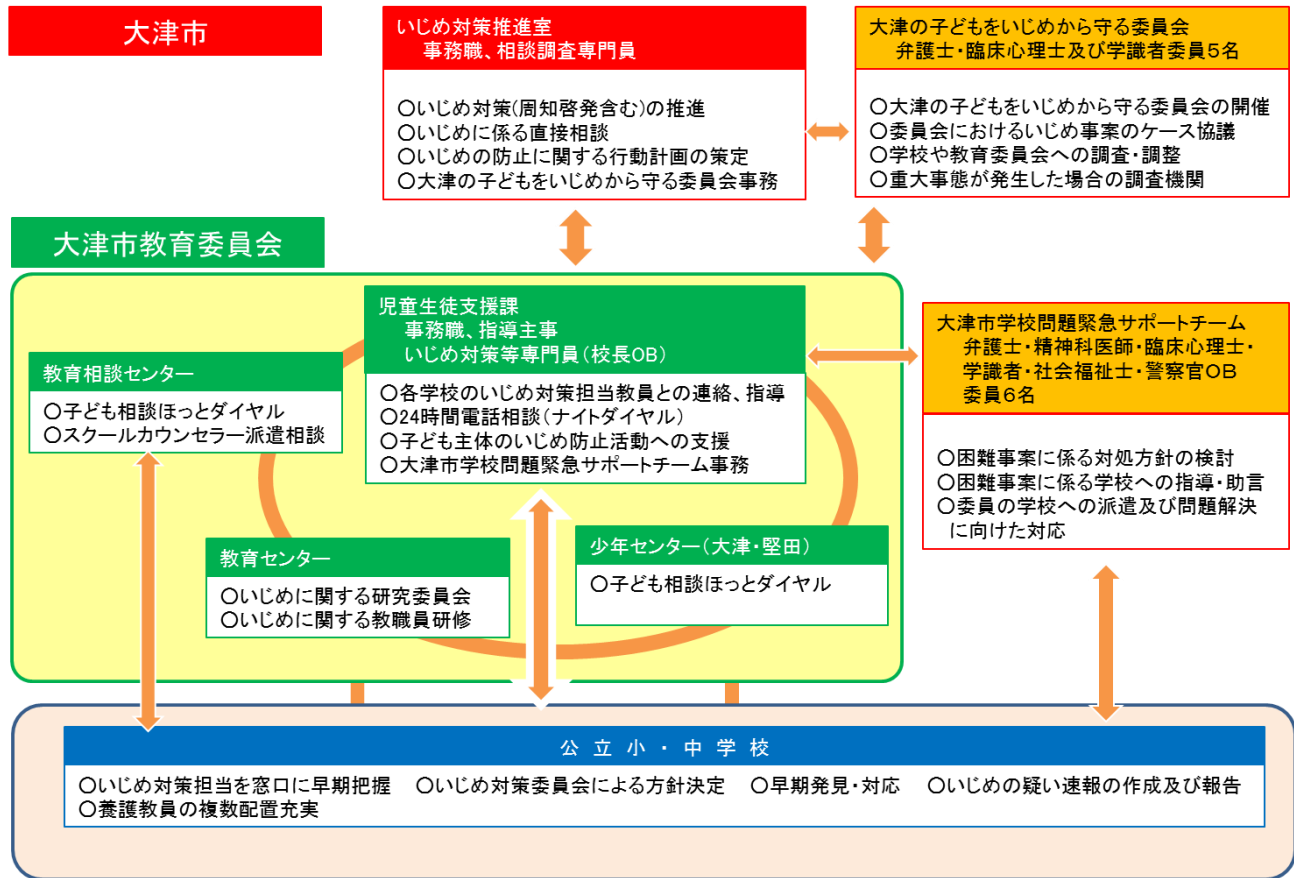
相談調査専門員は、児童生徒支援課¹を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理するとともに、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たっています。

守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。

¹ 平成27年度に学校安全推進室から児童生徒支援課に名称が変更されました。

いじめ対策の施策イメージ



Ⅱ 相談対応等の実績

1 相談の件数等

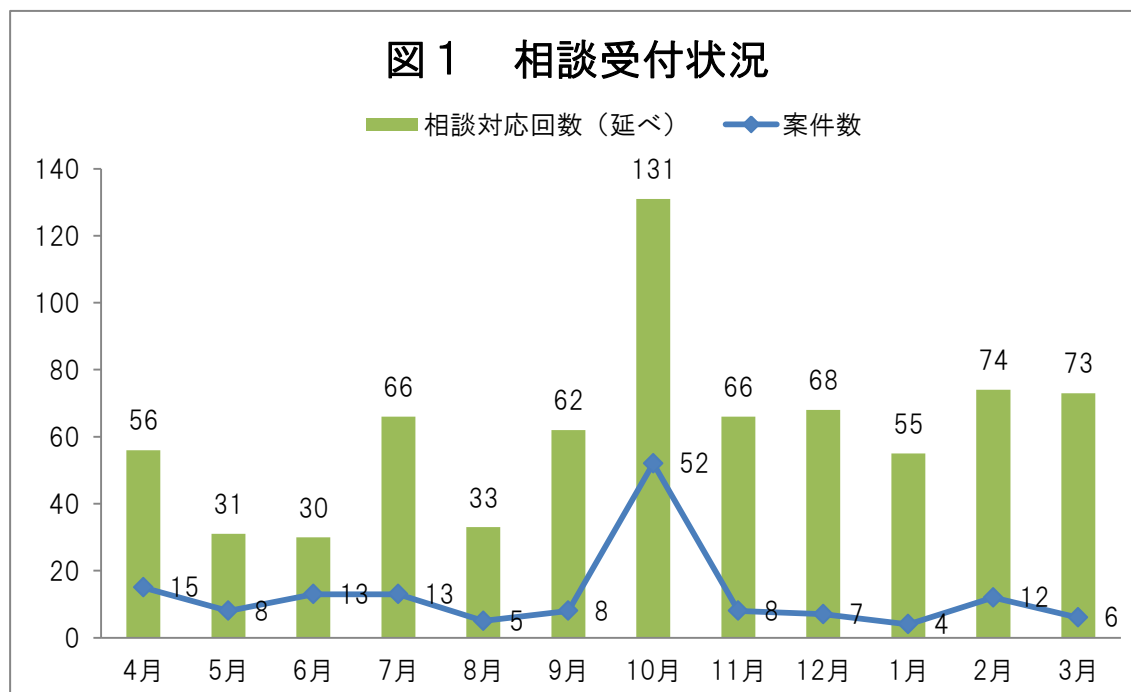
151 案件・延べ745回の相談・対応

いじめ対策推進室は『おおつつこほっとダイヤル』といういじめ専用電話を設置し、相談調査専門員が、子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点から相談を受けています。

設置2年目にあたる平成26年度は、151案件の相談を受け、延べ745回の相談対応をしました。²

平成25年度が183案件、延べ650回の相談対応をしたことと比べると、相談対応の延べ回数が増加しています。これは、1件ごとに継続して丁寧に子どもや保護者の支援を行ったことを示しています。

月別の相談受付状況は、図1のとおりです。10月に相談対応回数が増えている主な要因は、『おおつつこ てがみ そうだん』として、切手を貼らずに郵送できる相談用紙を配布し、子どもから手紙が届いたことにあります（図4も参照）。



² 1人の子どものために初回から終結までの相談を1案件とします。例えば、Aさんのケースで、Aさん本人から3回話を聴き、Aさんの保護者から2回話を聴き、学校と2回話をした場合の相談対応回数は、延べ7回と数えます。

初回相談者の内訳

表 1 は、誰が最初に相談をしてきたかを示すものです。

平成 26 年度は、全 151 案件について、初回相談者で最も多いのは保護者等で計 68 件、子どもは計 54 件でした。また、学校・関係機関等の職員からの初回相談は計 21 件となっています。

表 1 初回相談者経路

経路別 相談内容別	子ども				保護者等		学校・ 関係機関等		市民等	計
	小学生 低学年	小学生 高学年	中学生	中卒の子ども 高校生	親	親族 親以外の	教職員	行政職員		
いじめ	18	10	4	1	37	6	5	13	6	100
いじめ以外	3	3	14	1	22	3	1	2	2	51
計	21	13	18	2	59	9	6	15	8	151
	54				68		21			

(参考：25 年度)

計	19	95	44	25	183
---	----	----	----	----	-----

子どもの初回相談は、平成 25 年度は計 19 件であったので、3 倍近くに増加しました。

『おおつつこ てがみ そうだん』をはじめ、相談窓口に対する子どもの認知度が高まり、少しずつ相談にアクセスしやすくなってきているようです。相談調査専門員は、引き続き子どもが相談しやすいように広報・啓発を工夫していきます。

相談対応の内訳（延べ 745 回）

表 2 は、相談対応延べ 745 回の内訳を示したものです。

平成 26 年度は、最も多かったのが保護者等で 298 回（40.0%）、子どもが 233 回（31.3%）、教職員・行政職員が 204 回（27.4%）、市民等が 10 回（1.3%）でした。

表2 相談対応の内訳（回）

年度	子ども	保護者等	教職員等	市民等	合計
25年度	112	302	203	33	650
	17.2%	46.5%	31.2%	5.1%	100.0%
26年度	233	298	204	10	745
	31.3%	40.0%	27.4%	1.3%	100.0%

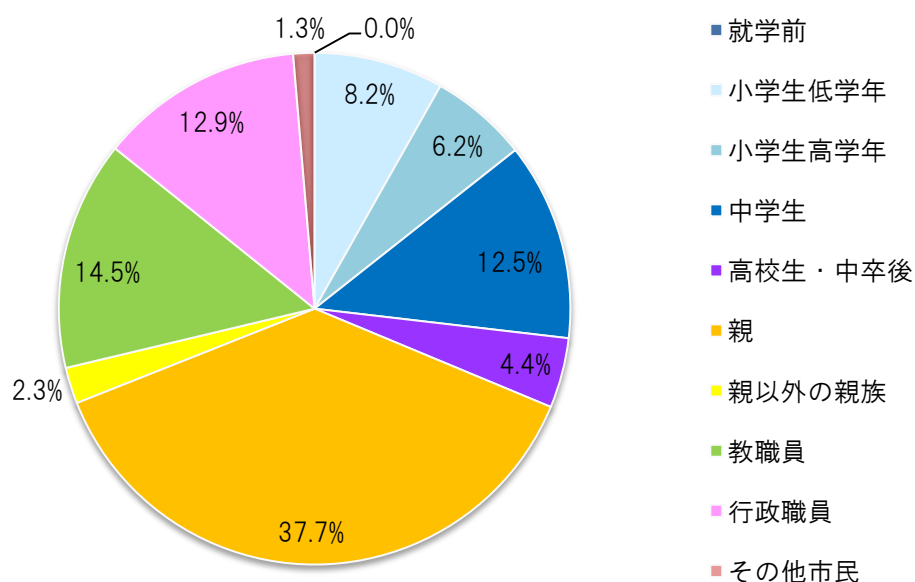
また、平成25年度と比べると、子どもへの相談対応は2倍以上に増えました。相談対応の3回に1回は、子どもへの対応を行っていることになります。これは、一人ひとりの子どもの支援を継続して手厚く行っていることを示しています。

平成26年度の相談対応の内訳について、その詳細は、図2のとおりです。

関係者への相談対応については、教職員は14.5%、行政職員は12.9%でした。³

これは、学校現場や関係機関と必要な連携をしながら、相談事案の当事者に該当する子ども（以下「当該子ども」といいます。）の支援を展開していることを示しています。

図2 相談対応の内訳（詳細）



³ 関係者への相談対応には、相談者である子どもや保護者の意向を受け、相談調査専門員が学校や関係機関に出向くなどして行う、調整が含まれます。調整とは、子どもの思いを代弁し、子どもが置かれている環境の改善を目指して、関係者に理解と協力を求めて働きかけることを言います。

当該子どもとの直接の関わり（79人）

平成26年度は、表3のとおり、相談対応のなかで直接関わる事ができた当該子どもは、79人でした。

全151案件のうち半数以上の案件で、当該子どもと直接関わる事ができました。

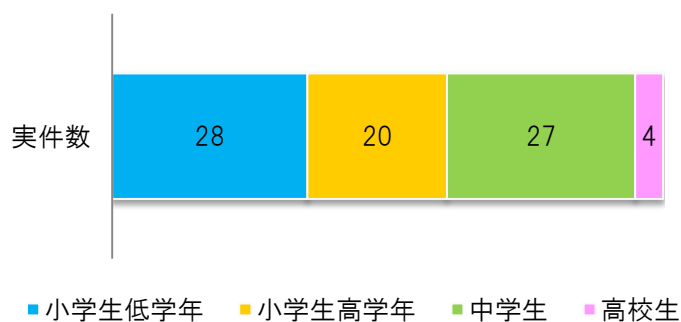
表3 当該子どもとの直接の関わり（件）

	あり	なし	計
25年度	45	138	183
26年度	79	72	151

平成26年度の当該子ども79人の内訳は、図3のとおりです。

多い順に、小学生低学年28人、中学生27人、小学生高学年20人、高校生4人となっています。

図3 当該子どもの内訳（人）



相談対応の方法－積極的に地域に出向く

延べ745回の相談対応について、その方法は、多い順に電話が353回（47.4%）、家庭等への訪問が計213回（28.6%）、来室による面談が124回（16.6%）、手紙・メール等が計55回（7.4%）でした（表4参照）。

相談調査専門員は、電話や来室を待つだけでなく、積極的に地域に出向いて話を聴かせてもらっています。

表4 相談対応の方法

	電話	来室	家庭 訪問	学校 訪問	機関 訪問	地域 訪問	手紙 FAX	メール	計
回数	353	124	27	57	43	86	43	12	745
%	47.4%	16.6%	3.6%	7.7%	5.8%	11.5%	5.8%	1.6%	100.0%

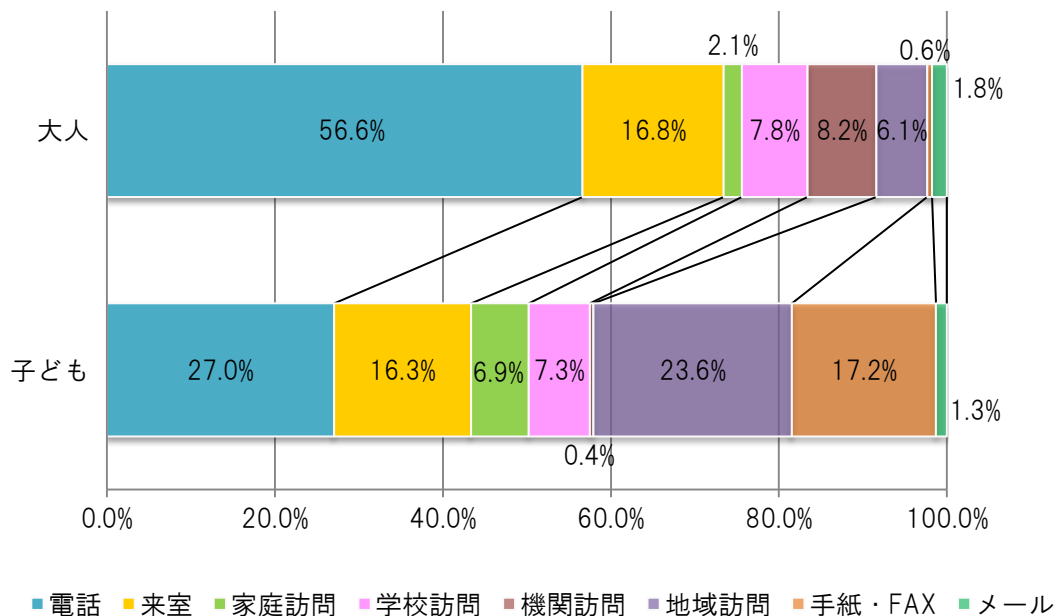
子どもの相談－直接出会ってサポート

図4は、大人・子ども別の相談方法を示したものです。

子どもの相談は、電話が27.0%、手紙やメール等が18.5%、家庭や地域等の訪問は計38.2%でした。

子どもと直接出会ってサポートしていることが、平成25年度から引き続き特徴となっています。

図4 相談の方法（大人・子ども別）



また、子どもの手紙による相談は17.2%でした。手紙による相談が一定数あるのは、10月の啓発月間に『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布したからです。

子どもが知らない大人に相談するのは相当勇気がいることですが、手紙であれば相談できるという子どもたちが多数おり、相談のきっかけとして手紙のニーズがあることが分かりました。相談調査専門員は、子どもたちがSOSを出しやすくなるよう、今後も工夫して少しでも相談しやすい環境を整えていこうと考えています。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

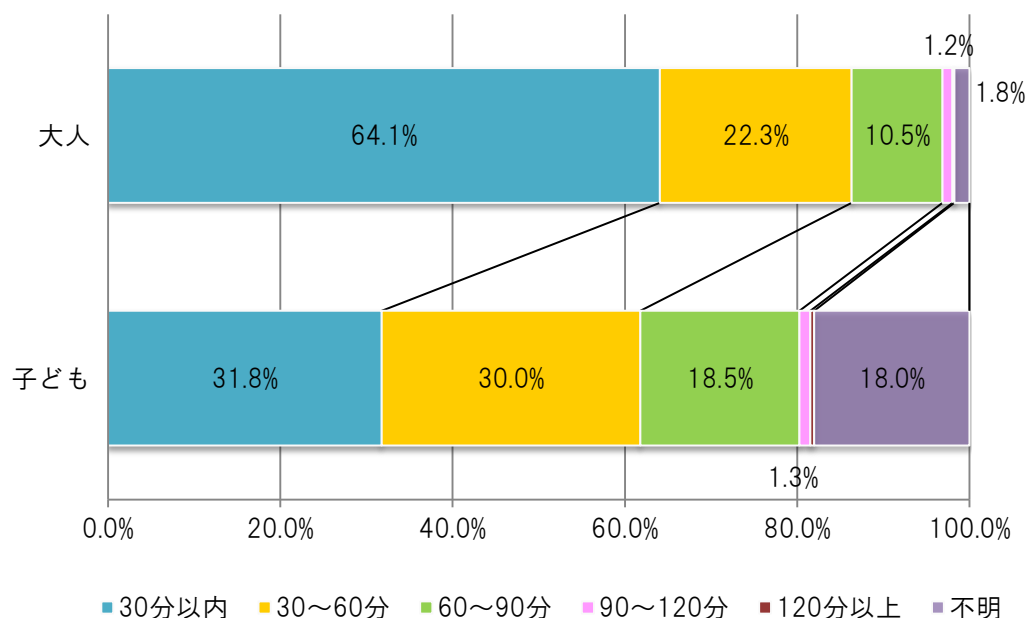
子どもとは時間をかけて関わる

子ども専用の相談室

子どもとの相談の所要時間は、図5のとおりです。⁴

子どもの相談対応は、その都度、時間をかけて行っていることが特徴です。子どもはすぐに自分の思いを語ることができるとは限りません。ゆっくり時間をかけて、子どもとの関係をつくっていきます。

図5 相談の所要時間



⁴ 所要時間が不明であるものが18.0%ありますが、これは手紙による相談が一定数あったためです。

2 相談の内容

主訴が「いじめ」であるものは100案件（66.2％）

全151案件において、いじめを主訴とするものは100案件（66.2％）でした。それらの案件について、子どもについては161回、大人については304回、計465回の相談対応をしました。

主訴がいじめ以外であるものは計51案件（33.8％）で、子どもについて72回、大人について208回、計280回の相談対応をしました。

相談の内容は、表5のとおり、子どもでは、いじめを主訴とするものが161件で最も多く、次いで、教員等の指導上の問題が19件、交友関係の悩みが18件でした。

これに対して、大人では多い順に、いじめが304件、学校園の対応の問題が49件、不登校が31件、子育ての悩みが23件となっています。

大人の相談では、学校園の対応の問題が多いことが特徴となっています。次に子どもの不登校、続いて子育てに関する相談が多くなっています。

いじめに関する相談窓口であるにも関わらず、いじめ以外の相談が一定程度あることは、子どもや保護者が抱える問題が複合的であり、相談の入り口は「いじめ」であっても、他にも様々な問題を抱えていることを示しています。

保護者が地域に頼る場所がなく、子育ての不安が大きく、学校を頼らざるを得ない場合もあります。学校の機能にも限界があります。学校以外の機関でも保護者を支えていくことが、子どもの支援につながります。

いじめの事象のみに捉われるのではなく、子どもの育ち全体を見守っていくことが求められています。

表5 相談の内容（子ども・おとな別）

		いじめ	交友関係の悩み （いじめ以外）	子ども同士の暴力 （いじめ以外）	不登校	子どもの非行	子どもの心身の 悩み	教員等の指導上の 問題	学校園の対応の 問題	行政の対応の 問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	その他	計
案件	件数	100	7	1	2	1	1	18	2	0	7	2	3	7	151
	％	66.2%	4.6%	0.7%	1.3%	0.7%	0.7%	11.9%	1.3%	0.0%	4.6%	1.3%	2.0%	4.6%	100.0%
延べ	子ども	161	18	1	6	1	3	19	2	0	0	4	3	15	233
	大人	304	17	9	31	0	9	22	49	21	23	2	4	21	512
	計	465	35	10	37	1	12	41	51	21	23	6	7	36	745

いじめ被害の内容

いじめ被害の内容は、最も多いのが「ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる」で36件（36.0%）、次いで「仲間はずれ、集団による無視をされる」が17件（17.0%）、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」が15件（15.0%）となっています。

表6 いじめ被害内容

いじめ被害	件	%
ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる	36	36.0%
仲間はずれ、集団による無視をされる	17	17.0%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	15	15.0%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	6	6.0%
金品をたかられる（恐喝）	0	0.0%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	3	3.0%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	6	6.0%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	3	3.0%
いじめ被害その他	14	14.0%
計	100	100.0%

学齢別の相談内訳

表7は、どの学齢でどのような相談があったかを表しています。

平成26年度は、いじめに関する相談については、小学生に関するものが多くありました。

表7 学齢別・相談内容別内訳（案件）

内容 別 学齢別	いじめ	いじめ以外
就学前	2	2
小学生低学年	38	10
小学生高学年	30	15
中学生	21	20
高校生・中卒後	6	4
不明	3	0
計	100	51

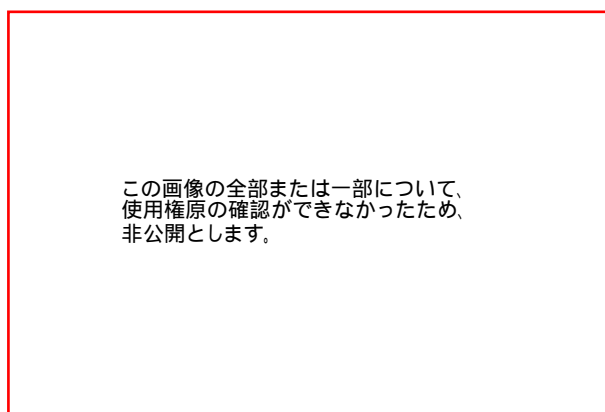
3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動

相談調査専門員は、『おおつつこ相談チーム』として、子どもたちに広報・啓発を行っています。相談調査専門員は、その存在を身近に感じてもらい、より多くの子どもたちとつながりたいと考え活動してきました。

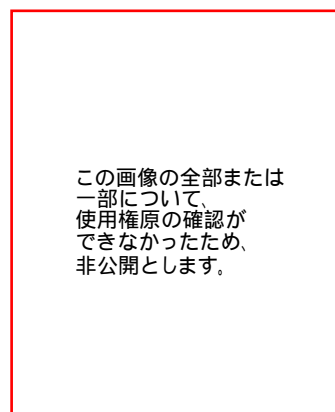
広報啓発ツールの配布

啓発月間においては、学校の協力を得て、6月は『おおつつこほっとダイヤル』の啓発カードを、10月には『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布しました。

『おおつつこ てがみ そうだん』は、内側に相談内容を書いて、三つ折にするだけで、切手を貼らずに投函することができるようになっています。子どもたちがSOSを発信しやすいように、工夫しています。



おおつつこ てがみ そうだん



啓発カード

児童クラブ訪問

相談調査専門員は、平成25年度から市内児童クラブの訪問を開始し、平成26年度に全児童クラブの訪問を終えました。

児童クラブでは、イラストを描いた手作りのフリップを使って、おおつつこ相談チームの活動を説明し、子どもたちに啓発カードを手渡しました。

子どもたちからは、「お友達が困っていたらどうしたらいいですか。」などの質問がありました。相談調査専門員は、「お友達が困っていることをあなたが私たちに教えてくれたり、相談したりしてください。」と答えています。

中学校向けの出前講座

相談調査専門員は、中学校向けの出前講座を開催しました。申し込みがあった中学校を訪問し、クラスに入って「子どもフォーラムをやってみよう～困ったときに相談しやすい人ってどんな人？～」という参加型形式の授業を行いました。子どもたちにグループで話し合ってもらい、たくさんの意見を出してもらいました。

子どもたちは、相談しやすい人として「口が堅い人」、「信頼できる人」、「真剣に話を聴いてくれる人」、「やさしい人」などの意見を出してくれました。人に相談するということは、とても勇気のいることで、秘密を守ってくれるかどうか、ということは、子どもたちにとって大きな関心であることが分かります。他に「家族」、「友達」、「先生」といった「身近な人」に相談しやすいという意見もありました。相談調査専門員も「身近な人」になれるよう、これからも地道な活動を続けていきたいと考えています。

授業の感想としては、「時には他人に相談することも必要だと思った。」、「自分にも相談できる人がいると分かり、心の支えとなった。」、「自分自身も気軽に相談してもらえ人になっていきたい。」、「この授業をきっかけに、友達を大切にしたいと思った。」というものがありました。「自分とは違う意見もあったので、そんな考え方もあったんだなと思った。」という感想もあり、みんなが多様であることも感じてもらえました。

大津市熱心まちづくり出前講座

相談調査専門員は、大津市熱心まちづくり出前講座⁵において、市民の方を対象に「子どものSOSを受け止めて」という講話を行いました。子どもの支援をしている機関の方々、地域の方々と、子どもの声を聴くことの大切さを共有しました。

⁵ 市の事業や施策などについて、市職員が市民のみなさんのもとに出向き、市政について理解を深めてもらうために、講演等を行う事業です。

Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 大津の子どもをいじめから守る委員会の会議の開催状況

守る委員会では、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。平成26年度は、全46回の会議を開催しました。



第1回	平成26年 4月 3日(木)	第24回	平成26年10月 9日(木)
第2回	平成26年 4月10日(木)	第25回	平成26年10月16日(木)
第3回	平成26年 4月17日(木)	第26回	平成26年10月23日(木)
第4回	平成26年 4月24日(木)	第27回	平成26年10月30日(木)
第5回	平成26年 5月 8日(木)	第28回	平成26年11月 6日(木)
第6回	平成26年 5月15日(木)	第29回	平成26年11月13日(木)
第7回	平成26年 5月22日(木)	第30回	平成26年11月20日(木)
第8回	平成26年 5月29日(木)	第31回	平成26年11月27日(木)
第9回	平成26年 6月 5日(木)	第32回	平成26年12月 4日(木)
第10回	平成26年 6月12日(木)	第33回	平成26年12月11日(木)
第11回	平成26年 6月19日(木)	第34回	平成26年12月18日(木)
第12回	平成26年 6月26日(木)	第35回	平成26年12月25日(木)
第13回	平成26年 7月 3日(木)	第36回	平成27年 1月15日(木)
第14回	平成26年 7月10日(木)	第37回	平成27年 1月22日(木)
第15回	平成26年 7月17日(木)	第38回	平成27年 1月29日(木)
第16回	平成26年 7月31日(木)	第39回	平成27年 2月 5日(木)
第17回	平成26年 8月 7日(木)	第40回	平成27年 2月12日(木)
第18回	平成26年 8月21日(木)	第41回	平成27年 2月19日(木)
第19回	平成26年 8月28日(木)	第42回	平成27年 2月26日(木)
第20回	平成26年 9月 4日(木)	第43回	平成27年 3月 5日(木)
第21回	平成26年 9月11日(木)	第44回	平成27年 3月12日(木)
第22回	平成26年 9月25日(木)	第45回	平成27年 3月19日(木)
第23回	平成26年10月 2日(木)	第46回	平成27年 3月26日(木)

2 委員による学校等の訪問活動

守る委員会の委員活動については、広報・啓発、協力依頼のほか、実際の事案に関わる助言や調整等を目的として、学校に訪問しました。学校ではいじめ事案に係る調査や調整のため、校長等と意見交換を行いました。

平成26年 5月 1日(木)	市立中学校に訪問
平成26年 6月26日(木)	市立中学校に訪問
平成26年 7月31日(木)	市立小学校に訪問
平成26年 8月 4日(月)	市立小学校に訪問
平成26年10月30日(木)	市立中学校に訪問
平成26年11月 7日(金)	市立中学校に訪問
平成27年 2月 5日(木)	市立中学校に訪問

3 関係者と委員との意見交換等

教育委員会委員や事務局職員との意見交換を通じて、委員が教育委員会や学校などの関係者の声を聴くとともに、守る委員会の活動についての理解を求めました。

また、市長との懇談では、守る委員会の活動実績や条例改正、審査事案について意見を交わしました。



市長との意見交換（平成26年9月25日）

平成26年 5月 8日(木)	市長との意見交換
平成26年 5月29日(木)	市長との意見交換
平成26年 6月 5日(木)	教育委員会委員との意見交換
平成26年 7月16日(水)	市長との意見交換
平成26年 7月17日(木)	市長との意見交換
平成26年 7月24日(木)	市長との意見交換
平成26年 7月24日(木)	教育委員会委員との意見交換
平成26年 7月31日(木)	市長との意見交換
平成26年 8月21日(木)	市長との意見交換
平成26年 9月25日(木)	市長との意見交換
平成26年10月 2日(木)	市長との意見交換
平成26年10月16日(木)	市長との意見交換
平成26年10月16日(木)	市長・教育委員会委員との意見交換
平成26年11月 6日(木)	市議会議長・副議長との意見交換

平成26年11月17日(月)	市長との意見交換
平成27年 2月 5日(木)	市長との意見交換
平成27年 2月12日(木)	教育委員会事務局との意見交換
平成27年 2月19日(木)	市長・教育委員会委員との意見交換

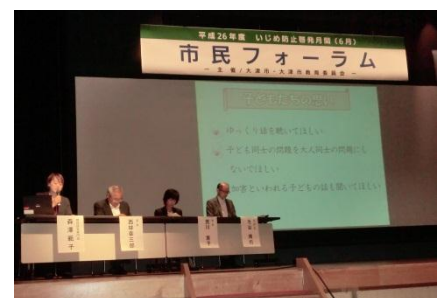
4 その他

平成26年度は「大津市子どものいじめの防止に関する条例」の改正について検討しました。条例改正にあたっては、定例の会議とは別に2日間集中的に検討する会議を開催し、いじめ防止対策推進法との整合性、条例上のいじめの定義、守る委員会の位置付けや権限などについて協議を行いました。また、条例の改正に伴い、「大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則」の改正の検討を行いました。

平成26年 9月 1日(月)・2日(火) 条例改正に係る検討会議

また、条例第10条に規定された「いじめ防止啓発月間」である6月に本市が開催した市民フォーラムに委員が参加し、委員会の活動について報告しました。

10月には、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2014の全大会及び「子ども虐待のリスクへの気づきと虐待防止対策」をテーマとした第2分科会に参加しました。



市民フォーラム（平成26年6月14日）

平成26年 6月14日(土)	市民フォーラム（いじめ防止啓発月間） （池谷委員長・荒川委員・西林委員）
平成26年10月11日(土) ～12日(日)	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2014（青森市）に参加（荒川委員）

参考 資料編

1 条例及び規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- （2）子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。

- (3) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- (4) 学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

（市の責務）

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。

2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。

3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。

4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。

5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。

3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。

4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。

5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。
(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。

3 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。
(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

- 3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ(疑いのある場合を含む。)に関し、市に相談、通報又は情報の提供(以下「相談等」という。)をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

- 2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

- 3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。

- 3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

(委員会への協力)

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないように最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報
を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10
条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求め
ることができる。

- 2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市
立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、
この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講
ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

(平成25年規則・教育委員会規則第1号) ※様式は除く。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局児童生徒支援課(以下「児童生徒支援課」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ(いじめの疑いのある場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相談等の報告等)

第3条 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。

3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があつたときは、条例第14条第1項に規定する委員会に適宜報告するものとする。

5 いじめ対策推進室は、委員会の意見を聴いた上で必要があると認めるときは、いじめに関する情報(当該情報が大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)第2条第3項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同条例第12条第2項の規定により提供することができるものに限る。)を児童生徒支援課に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員及び相談調査専門員は、条例第14条第2項の規定による調査又は

関係者との調整を行う場合には、委員にあつては様式第1号、相談調査専門員にあつては様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 委員名簿

平成26年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

弁護士（滋賀弁護士会）	あらかわ 荒川	ようこ 葉子
弁護士（大阪弁護士会）	いけたに 池谷	ひろゆき 博行
大阪大谷大学教授	さくらい 桜井	ち え こ 智恵子
大阪芸術大学教授・臨床心理士	にしばやし 西 林	こうざぶろう 幸三郎
臨床心理士	は げ 羽下	だいしん 大信

※役職は、平成26年度時点のものです。